

化学物質にかかる法令上や衛生対策の措置

令和7年1月23日

尼崎労働基準監督署
安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 化学物質について
- 2 特別則上の措置（有機溶剤）
- 3 特別則上の措置（特定化学物質）
- 4 安全衛生法令の改正及び措置

1 化学物質について

(1) 概要

化学物質とは

- ・労働安全衛生法（以降、「安衛法」という。）上、「元素及び化合物をいう。」と定義されている。
- ・化学物質のうち、中毒等の危険性が認められる有機溶剤は「有機溶剤中毒予防規則」、発がん性等の危険が認められる物質は「特定化学物質障害予防規則」という特別則に定められている。
- ・これらの特別則のほか、GHS分類で危険性・有害性が確認された化学物質は、安衛則上でリスクアセスメント等の措置が必要な物質（リスクアセスメント対象物）として、順次法令改正の上、対象物質に追加されている。

⇒R6.4に674物質から908物質に増加し、R8.4には約2,900物質に増加予定

GHS絵表示とその意味、主な対策

 <p>爆発物 など</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 高温、スパーク、火種を近づけない☑ 火災の場合は退避	 <p>高圧ガス</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 日光から遮断し換気の良いところで保管	 <p>発がん性、その他の健康有害性がある物</p> <ul style="list-style-type: none">☑ マスク、手袋、保護衣着用☑ 換気すること
 <p>燃えやすい物</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 高温、スパーク、火種を近づけない☑ 換気の良いところで保管	 <p>金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 他の容器に移し替えない☑ 保護衣、手袋、眼鏡着用	 <p>眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 気分が悪い時は医師に連絡☑ 保護具を着用
 <p>より燃えやすくなる物</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 燃える物から遠ざける☑ 隔離して保管	 <p>体に入ると生命の危険</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 換気の良いところで使用☑ マスク、手袋、保護衣着用☑ 施錠して保管	 <p>水生生物に非常に強い毒性(環境有害性)</p> <ul style="list-style-type: none">☑ 環境への放出を避ける

1 化学物質について

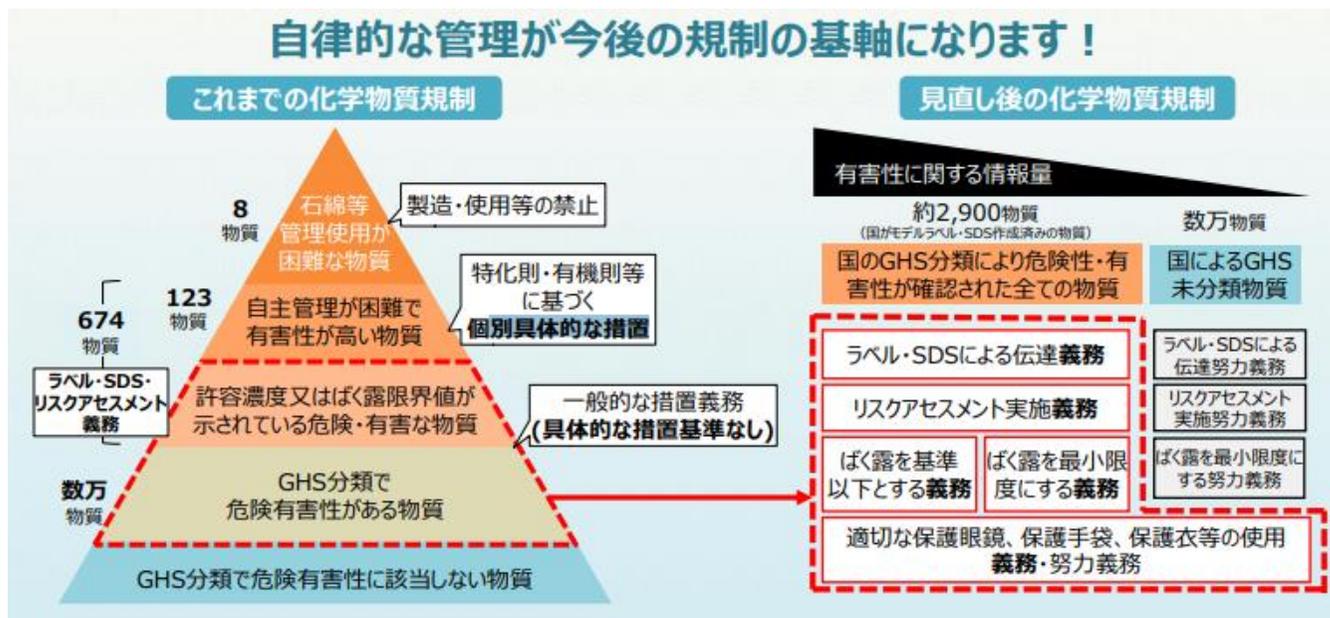
(1) 概要

・危険性・有害性が認められた化学物質は現時点で約2,900物質だが、未だ性質が不明のため未分類になっている物質は数万物質にも及ぶ。

⇒「危険と言われていない=安全」ではない！

⇒知らずに使っていた物質が数年後に危険物質だと判明することもある

・危険を未然に防止するため、近年では各会社ごとでの**自律的管理**が求められている。

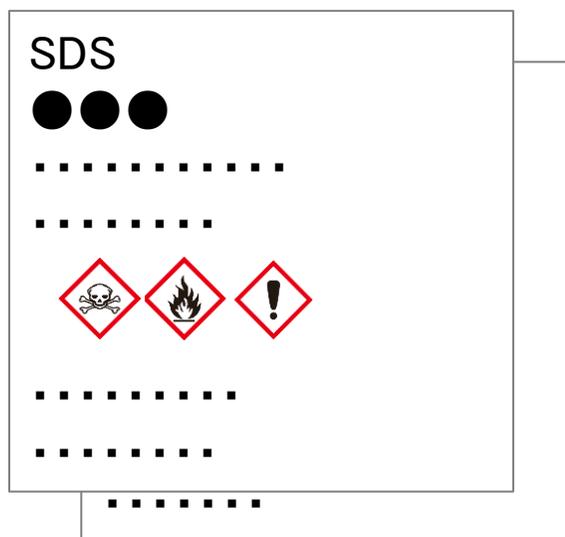


1 化学物質について

(2) 安全データシート (SDS)

SDSとは

- ◎ Safty Data Sheetの略称
- ◎ 化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達するもの。事業者間の取引時にSDSを提供する。
- ◎ 成分、危険性、取扱注意事項、適用法規等を記載



特化則や有機則等の適用法規、必要な保護具の確認が可能

1 化学物質について

(2) 安全データシート (SDS)

SDS (Safety Data Sheet)

安全データシート (JIS Z7253:2019準拠)

エチルベンゼン

作成日 2008年10月06日
改訂日 2016年3月31日
改訂日 2022年03月15日

化学物質名 (製品名の場合もある)

エチルベンゼン
Ethylbenzene
R03-B-006-MHLW
〇〇〇〇株式会社
東京都△△区△△町△丁目△△番地
03-1234-5678
03-1234-5678
連絡先@会社.or.jp
03-1234-5678
ステンレモノマー合成原料、有機合成原料、塗料・インキ・接着剤溶剤/ステンレモノマー原料、有機合成原料、溶剤、ラッカーの希釈剤 (NITE-CHRPより引用)

1. 化学品及び会社情報
化学品の名称
化学品の英語名称
製品コード
供給者の会社名
住所
電話番号
ファックス番号
電子メールアドレス
緊急連絡電話番号
推奨用途及び使用上の制限

2. 危険有害性の要約
GHS分類
分類実施日 (物化危険性及び健康有害性)
物理化学的危険性
健康に対する有害性

R4.3.15、政府向けGHS分類ガイダンス (令和元年度改訂版 (Ver2.0))を使用
引火性液体 区分2
急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分4
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B
発がん性 区分2
生殖毒性 区分1B
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (聴覚器、神経系)
誤えん有害性 区分1
ガイダンスVer.1.1 (GHS 4版, JIS Z7252:2014)

分類実施日 (環境有害性)
環境に対する有害性
水生環境有害性 短期 (急性) 区分1
水生環境有害性 長期 (慢性) 区分2

GHSラベル要素
絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性の高い液体及び蒸気

化学物質がもつ危険性

GHSに基づく危険性・有害性の絵表示

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。
使用前に取扱説明書入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。
禁煙。

安全取扱注意事項

容器を密閉しておくこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
環境への放出を避けること。
充填、取り出し、取り扱い時に圧縮空気を使用してはならない。
ミストの発生を防ぐ。

接触回避

衛生対策

「10. 安全性及び反応性」を参照。
取り扱い後はよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

保管

安全な保管条件

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。凍いところに置くこと。
腐食して保管すること。
耐火設備。
強酸化剤から離しておく。
消防法及び国連危険物輸送動告モデル規則で規定されている容器を使用する。

安全な容器包装材料

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等については日本産衛学会の「許容濃度の動告」及びACGIHの「TLVs and BEIs」について記載しています。

管理濃度

許容濃度等

日本産衛学会 (2021年版)

ACGIH (2022年版)

設備対策

20 ppm
許容濃度: 20 ppm、87 mg/m³ (皮)
TLV-TWA: 20 ppm
取り扱った場所の近くに、洗濯及び身体洗浄のための設備を設ける。
作業場では全換気を行う。
設備は密閉系とし局所排気装置を用いる。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。

保護具 呼吸用保護具

状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。
防毒マスクの選択については、以下の点に留意する。
-防毒マスクは、日本工業規格(JIS T8152)に適合した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。その際、取扱説明書等に記載されているデータを参考にする。
-濃度に対応した有機ガス用吸収缶を使用する
-作業者が粉塵に暴露される環境で防毒マスクを使用する場合には、防じん機能付き吸収缶を使用する
-酸素濃度が18%未満の場所では使用しない。

使用する保護具

手の保護具

目の保護具

皮膚及び身体の保護具

保護手袋を着用する。
不透水性手袋の使用を検討すること。
保護眼鏡を着用する。
保護衣を着用する。

この数値より低い数値で管理する必要がある

1 化学物質について

(3) 具体的対策

- ・ 会社内で取扱う物質にどんなものがあるかを、**まずは把握**する。
 - ⇒危険性・有害性のラベルが表示されているものは、メーカーから**安全データシート (SDS)** を入手すること。
 - ⇒SDSには、物質の危険性・有害性のみならず、使用すべき保護具や安衛法上の規制等の事項も書いている。
- ・ SDSなどにより、**特化則**や**有機則**等の特別則の規制を受ける物質については、法令上の措置をとる。
(ex.作業環境測定、局所排気装置等の設置、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任など)
 - ⇒現在でも規則改正は頻繁にされているため、規則の改正の動きは要注意
- ・ 特別則の適用を受けない物質についても、安衛法上の規制がある物質は数多くあるため、危険性・有害性がある物質に対しては安衛法上の規制に基づいた措置をとる。
 - ⇒作業環境や取扱物質、実施したリスクアセスメントの**見直しを定期的**に行う。
 - ⇒対策については、特定の個人頼みにせず、組織的に実施する。

2 特別則上の措置（有機溶剤）

（1）有機溶剤とは

有機溶剤とは

- ・他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称。溶剤として**塗装、洗浄、印刷等**の作業に幅広く使用されている。
- ・有機溶剤は常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、**蒸気となり、作業者の呼吸を通じて体内に吸収**されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから**皮膚からも吸収**される。

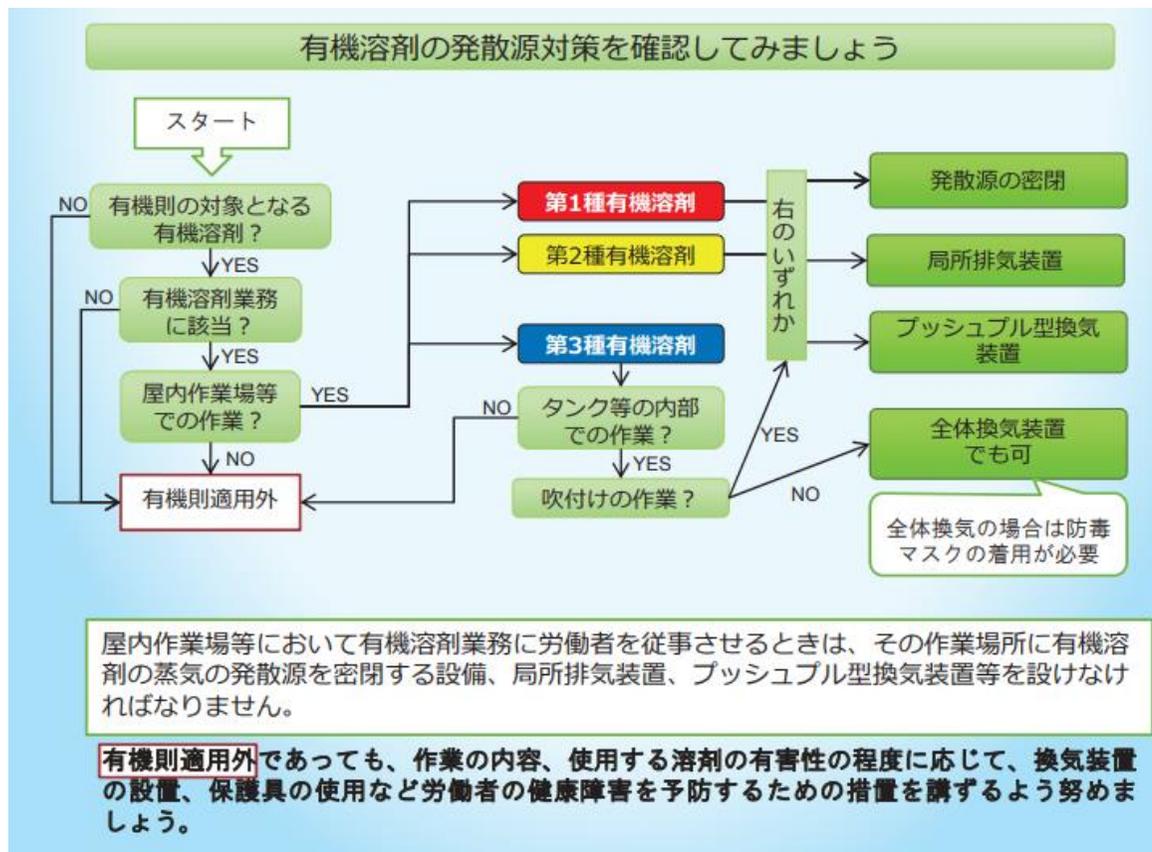
有機則

- ・有機溶剤による中毒を防止するため、必要な措置を定めた規則が「**有機溶剤中毒予防規則**」である。
- ・規制対象物質は「**第1種有機溶剤**」「**第2種有機溶剤**」「**第3種有機溶剤**」と分類され、塗装や混合、洗浄等の対象業務が定められている。
- ・揮発による中毒防止の観点から、**屋内での作業**に関する規制が多くを占めている。

2 特別則上の措置（有機溶剤）

（2）発散源対策

・屋内作業場等では有機溶剤業務を行わせる場合、対象物質に応じて、**局所排気装置**や**プッシュプル型換気装置**の設置等の発散抑制措置を講じる必要がある。

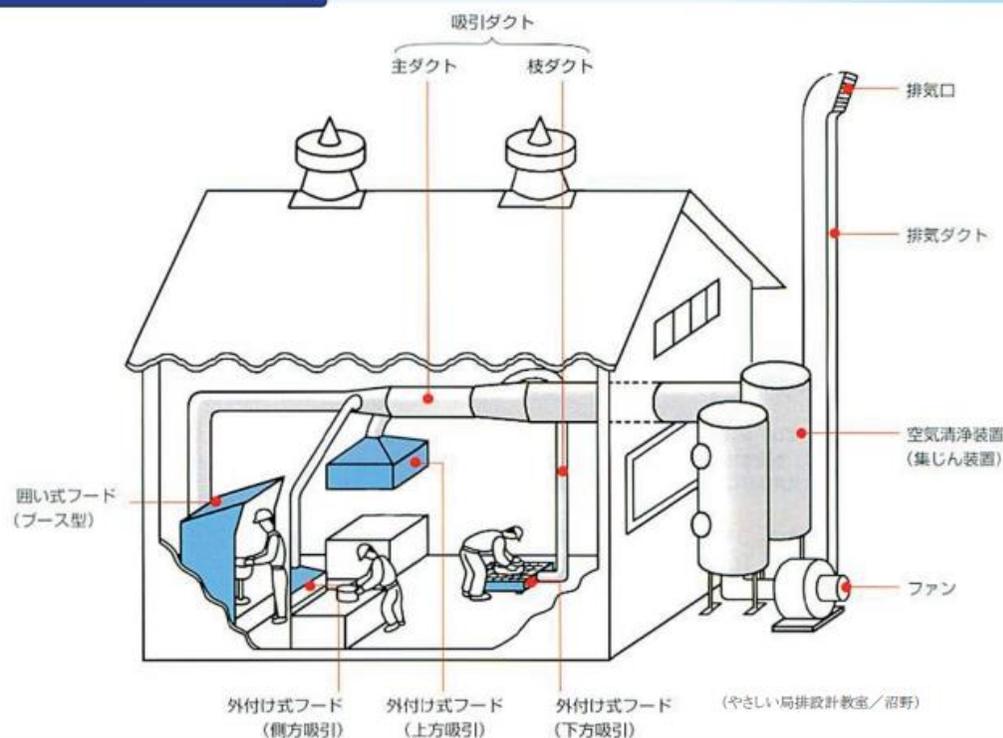


2 特別則上の措置（有機溶剤）

（2）発散源対策

有機溶剤蒸気の発散源対策

局所排気装置の設置例



- ・局所排気装置等の設置、移転、変更については、事前に労働基準監督署長への届出が必要です。
- ・局所排気装置は1年以内ごとに1回の定期自主検査と、1月以内ごとに1回の点検が必要です。

2 特別則上の措置（有機溶剤）

（3）作業環境管理

作業環境測定

- ・ **第1種、第2種有機溶剤**を使用する場合、6か月に1回の作業環境測定が必要。
- ・ 測定は作業環境測定士（国家資格）が実施する必要がある、会社内にいない場合は外部委託により実施する必要がある。
- ・ 作業環境測定の区分は、**第1、第2、第3管理区分**で区分され、数字が大きいほど危険な状態である。
- ・ 第3管理区分であった場合、直ちに設備や作業工程等の確認を行い、改善措置を講じなければならない。

2 特別則上の措置（有機溶剤）

（4）特殊健康診断

有機溶剤等健康診断

- ・ 有機溶剤業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、特殊健康診断を実施しなければならない。
- ・ 実施後は、有機溶剤等健康診断結果報告を監督署に提出しなければならない（令和7年1月1日より、e-Govによる**電子申請での提出が義務化**）。

【必須項目】

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
有機溶剤による④⑤及び⑦～⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- ③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- ⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧肝機能検査
- ⑨腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）
- ⑩神経内科学的検査

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン		○		
キシレン、スチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照
 ※肝機能検査：GOT、GPT、 γ -GTP
 ※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
1,1,1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物

2 特別則上の措置（有機溶剤）

（5）作業管理

有機溶剤作業主任者

・屋内作業場等では有機溶剤業務を行わせる場合、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、必要な職務を行わせる必要がある。

・作業主任者の職務は、

- ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

の4つ。

3 特別則上の措置（特定化学物質）

（1）特定化学物質とは

特定化学物質とは

- ・労働者のがん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を発生させる物質として定められたものを指す。
- ・「**特定化学物質障害予防規則**」にて、大きく分けて「**第1類物質**」、「**第2類物質**」、「**第3類物質**」の3つに分類される。
- ・第2類物質については、さらに「**特定第2類物質**」、「**特別有機溶剤等**」「**オーラミン等**」「**管理第2類物質**」に細分化される。
- ・各物質や内容に応じて法令上の対策や措置が異なるため、SDS等により、社内では取扱う物質の正確な把握が求められる。
- ・屋内作業の場合における局所排気装置等の発散源対策についても、各物質ごとに内容が異なるため注意が必要。

3 特別則上の措置（特定化学物質）

(1) 特定化学物質とは

区分				設備的な対策			呼吸用保護具	
				密閉設備	局所排気装置	プッシュプル		
第1類物質	容器・反応槽等出し入れ			○	囲い式	○	<p>法的義務なし ※但し、以下の場合は義務あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定で第1管理区分となり、監督署長許可を受けた場合 作業環境測定で第3管理区分となった場合の応急的措置 <p>※また、リスクアセスメント結果を踏まえ、必要に応じてリスク低減措置として選択する。</p>	
	ベリリウム等加工			○	○	○		
第2類物質	特定第2類物質 オーラミン等	特定第2類・オーラミン等	製造	○				
			計量等	○	密閉著しく困難な場合は可			
	管理第2類物質	特定第2類・管理第2類	屋内発散	○（著しく困難な場合は全体換気装置可）				
			溶接ヒューム	全体換気装置				
			屋内での有機溶剤業務	○（有機則を準用）				
特別有機溶剤等								
第3類物質								濃度に応じた呼吸用保護具
								<p>法的義務なし ※但し、リスクアセスメント結果を踏まえ、必要に応じてリスク低減措置として選択する。</p>

3 特別則上の措置（特定化学物質）

（2）作業環境管理

作業環境測定

- ・ 第1類物質または第2類物質を製造、取扱う屋内作業場については、6か月に1回、**作業環境測定**が必要。
- ・ 上記区分であっても、溶接ヒューム（管理第2類物質）などの例外があるため、各物質ごとに対象の有無を把握する必要がある。
- ・ 作業環境測定の結果の保存義務は、原則**3年間**であるが、物質によっては**30年間**のものもあるため、注意が必要。
- ・ 有機溶剤の場合と同様、作業環境測定の区分は、**第1、第2、第3管理区分**で区分され、数字が大きいほど危険な状態である。
- ・ 第3管理区分であった場合、**直ちに**設備や作業工程等の確認を行い、改善措置を講じなければならない。

3 特別則上の措置（特定化学物質）

（3）健康管理・作業管理

特定化学物質健康診断

- ・第1類物質、第2類物質を取り扱う業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、特殊健康診断を実施しなければならない。
- ・有機溶剤の場合と異なり、**屋内か屋外かを問わず**実施が必要。
- ・実施後は、特定化学物質健康診断結果報告を監督署に提出しなければならない（電子申請の義務化はされていないが、e-Gov上で電子申請による提出は可能）。

特定化学物質作業主任者

- ・屋内か屋外かを問わず、特定化学物質を取り扱う場合、「**特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから、**特定化学物質作業主任者**を選任し、必要な職務を行わせる必要がある。
- ・なお、特定化学物質を取り扱う業務が金属アーク溶接等のみである場合は、「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」を修了した者のうちから、**金属アーク溶接等作業主任者**を選任することができる。
- ・作業主任者の職務や掲示は、有機溶剤作業主任者と同様である。

3 特別則上の措置（特定化学物質）

（4）溶接ヒューム

- ・金属アーク溶接等の作業を行う際に発生する溶接ヒュームを暴露した場合、ばく露による肺がんのリスクが認められたことに伴い、令和3年4月1日以降、**溶接ヒューム**が特化物の**管理第2類物質**に含まれることになった。
- ・これに伴い、粉じん作業に伴うじん肺健診等の措置に加え、**特定化学物質作業主任者or金属アーク溶接限定作業主任者の選任**や、**特定化学物質特殊健康診断の実施**、**全体換気装置等の設置**が必要となった。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)



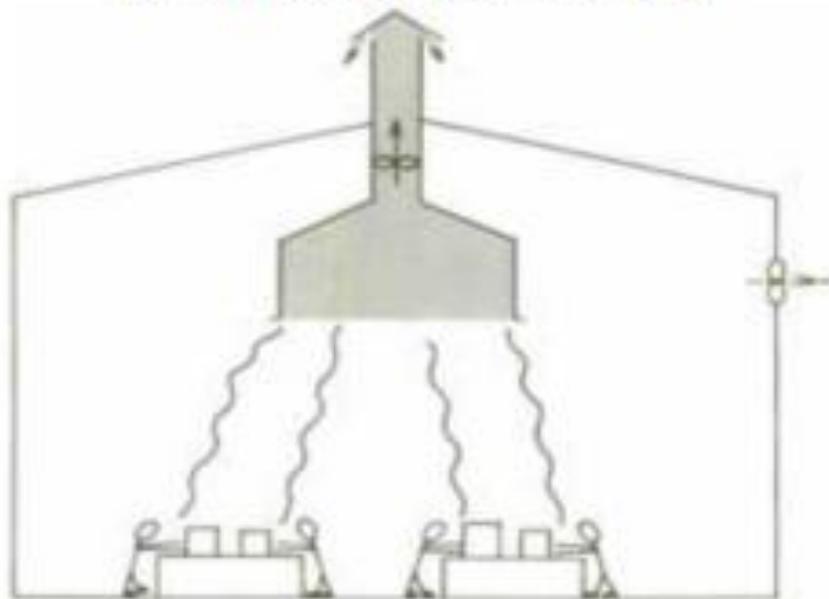
溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子 (粒径0.1~1μm程度)
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

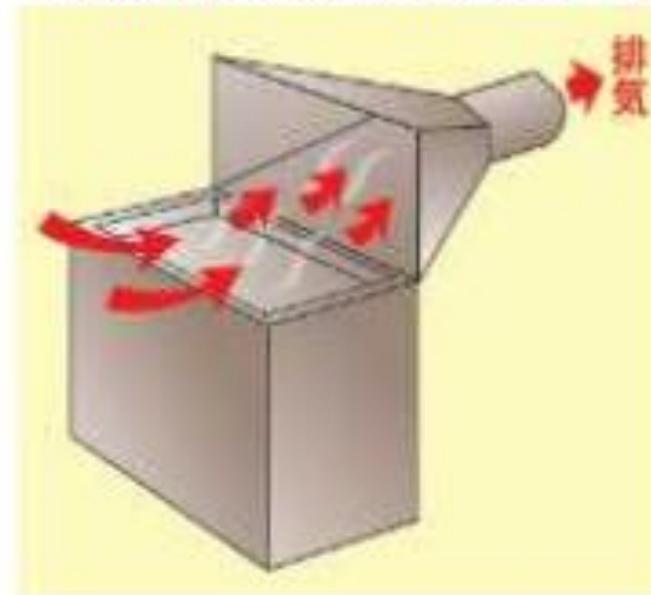
3 特別則上の措置（特定化学物質）

（4）溶接ヒューム

【全体換気装置の例】



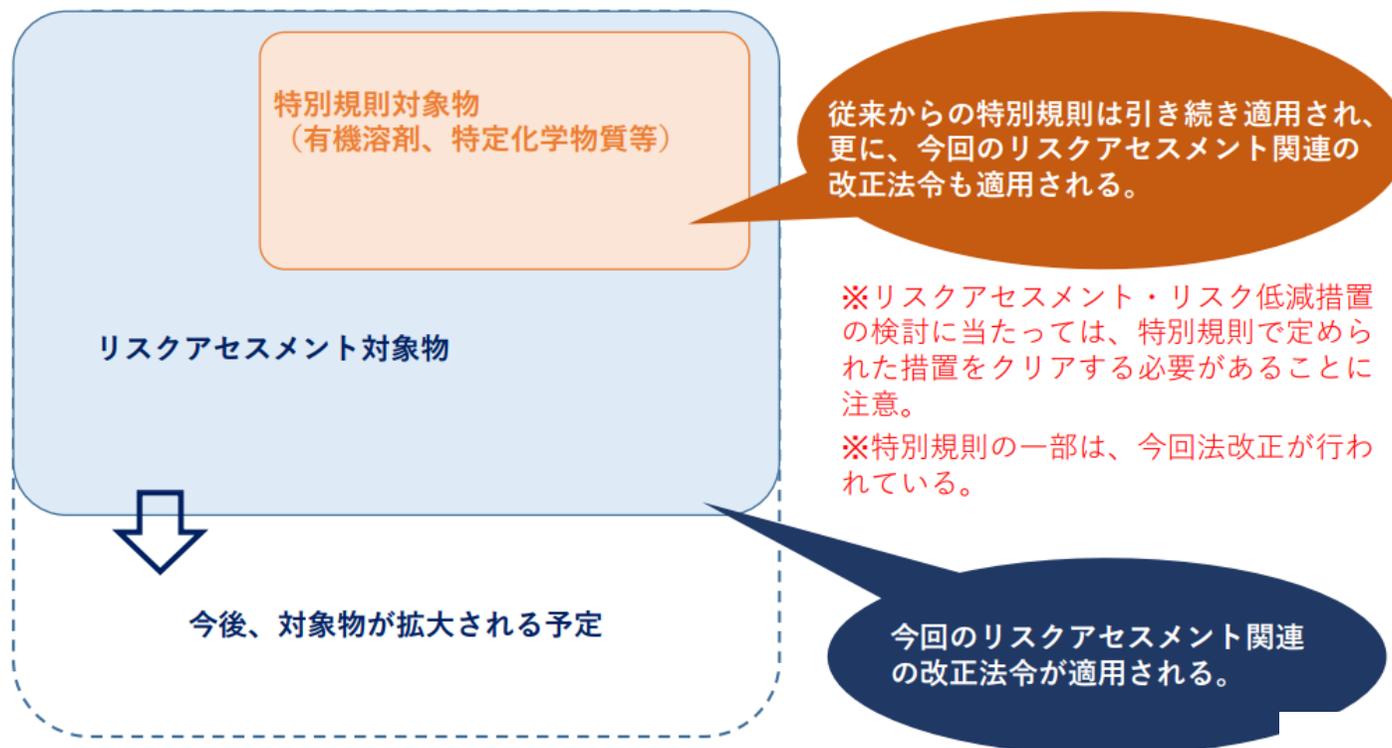
【局所排気装置の例】



4 安全衛生法令の改正及び措置

(1) 特別則とリスクアセスメント対象物との関係

- ・有機則等の特別則の適用を受けない物質で、GHS分類で危険性・有害性が確認された化学物質は、安衛法や安衛則上でリスクアセスメント等の措置が必要な物質（**リスクアセスメント対象物**）と定められている。
- ・リスクアセスメント対象物は順次追加される予定。



4 安全衛生法令の改正及び措置

(2) リスクアセスメント対象物に対する措置

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1施行
((1)①に係る部分)

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）(※)については30年間）保存することとする。

2024(R6).4.1施行
((1)②に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1施行

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

4 安全衛生法令の改正及び措置

(2) リスクアセスメント対象物に対する措置

2024(R6).4.1 施行

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・ 前頁（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者が前頁（1）②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）**保存することとする。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正
当該指針について、以下の改正を行う予定。（修正の可能性あり）
 - ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
 - ・ 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
 - ・ 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定、数理モデル等の方法を追加する。

4 安全衛生法令の改正及び措置

(3) 化学物質管理者・保護具着用管理責任者

化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
- ※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 → 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

4 安全衛生法令の改正及び措置

(3) 化学物質管理者・保護具着用管理責任者

保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

4 安全衛生法令の改正及び措置

(4) 皮膚等障害化学物質に対する措置

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行



● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)	努力義務	義務
ないことが明らかでない (②)	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

ご安全に！

ご清聴ありがとうございました。